

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

HP版議事録

(整理番号0764)

県最賃専門部会 第3回

令和3年8月6日 非公開

開催日時	令和3年8月6日	13時30分～14時30分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1 群馬県最低賃金額の審議について		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>定刻となりましたので、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>本日まで出席委員は公益代表委員3名・労働者代表委員3名・使用者代表委員3名の合計9名で、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、後日議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をさせていただく場合がございます。大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますよう、お願い申し上げます。</p>
事務局	<p>はい。それでは、ただいまから、第3回群馬県最低賃金専門部会を開催いたします。着座にて失礼いたします。</p> <p>本日の専門部会でございますが、途中で個別の協議も必要かと存じまして、別室を用意してございます。</p>

必要の場合は、お使いいただきますようお願いいたします。

個別の協議等が必要な場合は、随時発言をしていただきまして、会議を休会するなどして、ご協議いただくということで、よろしくお願いいたします。

議事に入る前に、昨日、既にメールでも提供しております、本日の資料について、ご説明いたします。

資料の1は、 会長から提出されました、群馬県において事業者支援制度の拡充を図りつつ地域別最低賃金制度にとられずに最低賃金の引上げを求める会長声明でございます。

では、この後の議事進行につきましては、 部会長にお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

部会長

はい。議題に入る前に、ただいまの事務局からの資料の説明につきまして、ご質問等、ございますでしょうか。

【特になし】

部会長

それでは、会議次第に従いまして、議事に入らせていただきます。群馬県最低賃金額の審議に入ります。

引上額の具体的な金額について、ご意見をいただきたいと思えます。

まずは、労働者側からご意見をお願いいたします。

労働者委員

はい。労側 です。

最低賃金は、地域の労働者の生活と賃金、また、地域産業の持続性を支える上でも、大変重要な役割を果たしており、最低賃金の改定は、大変重要な意義があるというように考えております。

しかし、昨年は、誰もが経験のないコロナ禍において、不安要素が多く、中賃においても目安が示されず、2円での結審という結果となりました。今年度におきましては、コロナ感染症の予断はまだまだ許されないものの、ワクチン接種が開始されるなど、少なくとも昨年度とは異なる状況にあるというようにも認識しており、中賃におかれましては、4ランク一律の「28円」の目安が示されました。これは、中賃において、公益の先生より、現在の経済情勢はコロナ禍前の数年継続して3%引き上げてきた時期と比べても、それほど悪化が見られないというようなことから示されたというように認識しております。

目安は、4ランク一律で示されたことで、北関東で唯一Cランク

	<p>の群馬は、近隣県よりも引上げ、格差是正をし、また低賃金のため に起こってしまっている労働力の流出を防ぐ機会だというように も考えております。</p> <p>また、誰もが安心して働き暮らせるよう、あくまで生活できる水 準への通過点に過ぎないというようにされております、全国平均 1,000円、早期に実現させることも重要だというようにも考えてお ります。</p> <p>このようなことも踏まえ、1,000円到達に向けたステップとしま して、連合のリビングウェッジでは、群馬の時間額は920円とい うようになっていることから、地賃の837円との差額の「83円」 を要求させていただきたいというように思います。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>それでは、使用者側からご意見をお願いいたします。</p>
使用者委員	<p>はい。使用者側の■■■■でございます。</p> <p>まず、コロナの状況でございますけれども、昨年の話で大変恐縮 ではございますが、昨年の同時期、つまりこの審議会を開催して いる時期においてはですね、群馬県の新規陽性者数、数ですね、これ は日々一桁台でございました。今よりも感染者数をご存じのよう に少ない中で、昨年は中央の目安が示されず、群馬県においては 「2円」の額の引上げということになったわけでございます。</p> <p>現状足元を見ますと、昨年の同時期、当時よりも現在の感染者の 状況は、厳しさが日々増しているという状況でございます。</p> <p>また、ご存じのように、群馬県においても8日、明後日ですかね、 8日からは、「まん延防止等重点措置」の適用が決定をされてお ります。この状況下において、飲食、また小売、宿泊業においては、 極端な言い方をすれば、死活問題に直面するという状況でござ います。中小零細事業主の立場を考えると、やはり雇用が最優先とい うのが、使側の意見でございます。</p> <p>よって、昨年引上げた2円を元に戻させていただいて、大変恐縮 ではございますが、「マイナス2円」のご提示をさせていただきます。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>ただいまの、労使双方の提示された金額を確認いたしますと、労 働者側からは「83円」ということ。使用者側からは「マイナス2</p>

<p>労働者委員</p>	<p>円」ということです。</p> <p>ご意見をお伺いいたしました。それぞれのお考えがあり、労使各側のご意見はごもっともだと存じ上げます。</p> <p>しかし、ただいまの労使のそれぞれのご意見を受けて、もう少し歩み寄ることはできないでしょうか。</p> <p>労使双方の数字を踏まえたうえで、もう一度、ご意見をお伺いしたいと思います。</p> <p>それでは、労働者側の先生から、改めましてご意見をお伺いしたいと思います。</p> <p>はい。労側■■■■でございます。</p> <p>先ほど、使側委員の方から、「マイナス2円」というようなことでありましたが、やはり厳しい状況下であるということは、認識はしておりますが、やはり底上げを図っていかないと、最低賃金近傍で働く方の生活は豊かにならないというようなことも考えております。</p> <p>そういったことも踏まえて、誰もが安心して暮らせる水準の1,000円、ここにやはり早期に到達するためにも、全国加重平均の902円、これを目指しまして、837円との差額の「65円」を要求させていただきたいというように思います。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>使用者側委員の先生方、いかがでしょうか。</p>
<p>使用者委員</p>	<p>はい。使用者側の■■■■から。</p> <p>今、お下げいただいたことについては、非常に労側の意見については、一定の理解をさせていただきたいとは思いますが、先ほども申し上げましたように、経営の環境は非常に厳しい。特に中小零細企業にとっては、先ほどもいったように死活問題に、今、これから、また直面するという状況でございます。</p> <p>やはり、雇用最優先の観点からは、これはやはり譲ることはできません。</p> <p>そうは言いますが、ソーシャルワーカーの皆さんのご苦勞も鑑みて、マイナスということでは、やる気にも繋がらないということで、「0円」を回答させていただきます。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>労使双方のご意見を確認いたします。労働者側は「65円」、使用</p>

	<p>者側は「0円」ということです。</p> <p>これからの進め方ですが、どういたしましょうか。このまま続けてご意見をいただいでよろしいでしょうか。</p>
労働者委員	<p>よろしいでしょうか。</p>
部会長	<p>■■■■委員お願いいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。労側■■■■です。</p> <p>先ほど、最初の「マイナス2円」から「0円」ということで、回答をいただきましたが、やはり労側としましては、有額回答を求めていきたいというようなことで考えております。そういったことも踏まえまして、少し委員の中で話をさせていただきたいと思いますので、個別協議の時間をいただければと思います。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
部会長	<p>はい。ただいま、労働者側委員の先生より、個別協議の要望がございました。</p> <p>これについて、使用者側の先生のお考えは、いかがでしょうか。</p>
使用者委員	<p>はい。使用者側■■■■でございます。</p> <p>労側委員から今ご提案がございましたが、使側としましても、各委員で意見を伺いながら、進めさせていただきたいと思います。</p>
部会長	<p>はい。ご了解をいただきましたので、個別に協議を行っていただくことといたします。</p> <p>労使双方が示す額が合意に達するためには、今述べられましたお互いの発言内容を、お互いに尊重しつつ、労使各側において、十分に協議していただきたいと思います。</p> <p>協議場所はいかがいたしましょうか。</p> <p>事務局が部屋を用意しているようですが、移動いたしましょうか。それともこの場にいたしましょうか。</p>
労働者委員	<p>移動させていただければと思います。</p>
部会長	<p>はい。それでは、労働者側、使用者側協議のために、20分間休会とします。</p> <p>協議が終わり次第、戻ってきていただきまして、再開といたします。お願いいたします。</p>

事務局	<p>はい。それでは、事務局でお部屋をご案内いたします。 よろしく願いいたします。</p>
	<p>【協議のため、休会】</p>
部会長	<p>はい。では、皆さんお揃いになりましたので、審議を再開いたします。 進め方ですが、労使同席のままで、それぞれのご意見をお伺いするということで、よろしいでしょうか。</p>
	<p>【異議なし】</p>
部会長	<p>では、このままで、意見をお伺いします。 労働者側から改めてご意見を伺いたいと思います。</p>
労働者委員	<p>はい。労側■■■■でございます。 今、お時間をいただきまして、委員の間で、少し話をしてきたところですが。 最初の要求では、リビングウェッジの金額というようなところを目指すということから。また、2回目としましては、全国加重平均を目指すということで、確かに目安とは若干開きのあるような要求をさせていただいたということでありましたが。そんな中でも、使側委員の皆さんからは、「0円」という提示になっている状況です。 ただ、このままではということもありますので、労側としましては、少し歩み寄りをさせていただきたいというようなことで考えておりました。とはいえ、やはり、この近隣県との格差是正、そこには拘りを持ちたい、というようなこともあります。 そういったところから、北関東3県でのトップランナーの栃木との格差是正に向け、また人材の流出を防止しまして、良質な労働力を確保したいというような思いもありますので、そういったことから、まず群馬との差額 17円と、今年度の目安 28円。この2つを足しまして、「45円」の引上げを要求させていただきたいというように考えております。 よろしく願いいたします。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。 それでは、使用者側委員の先生、いかがでしょうか。</p>

<p>使用者委員</p>	<p>使用者側、■■■■でございます。</p> <p>今、「45円」という歩み寄りをいただきましたが、使用者側としても、先ほど来、色々と議論させていただきましたけれども、やっぱり群馬の経済を根底から支えているのは、古くからある中小零細企業だと思っています。やはり、この方たちの経営状況を鑑みると、上げる理由が見当たらない、見つからない、ということから、引き続き「0円」という回答をさせていただきます。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。労使双方のご意見を確認いたします。</p> <p>労働者側は「45円」、使用者側は「0円」ということです。</p> <p>まだかなり開きがございます。</p> <p>お互いの意見を聞いていただいたうえで、更に、一步踏み込んだご提案をいただくことはできないでしょうか。</p> <p>もう一度、ご意見をお伺いしたいと思います。</p> <p>それでは、労働者側から改めてご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。</p>
<p>労働者委員</p>	<p>はい。労側■■■■です。</p> <p>もう一步の歩み寄りというようなことではありますが、確かに、もうすでに他県では、ほぼほぼ結審がされてきている状況もあります。同じ北関東でも結審がされているところもあると聞いています。そういったことも鑑みまして、そこを見ましても、やはり近隣県との格差是正ということには、拘りを持っていきたいというように考えております。</p> <p>なぜなら、今年度につきましては、一律での目安「28円」というようなことで出ております。本来であれば、近隣県はランクが違うということで、例年であれば既に目安の時点で差が開いているというような状況ですが、今年については、先ほど申したように一律「28円」での目安が出ているということを考えれば、やはりこの機会に近隣県との格差是正、縮小ということに繋げていきたいと考えておりますので、目安にプラス2円の「30円」の要求をさせていただきたいというように考えておりますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>それでは、使用者側はいかがでしょう。</p>
<p>使用者委員</p>	<p>はい。今労側のご意見として、「30円」への引き下げのお話が</p>

部会長	<p>ございましたけれども、やはりこのコロナ禍における経営状況から鑑みると、雇用の維持がまず最優先、それと、事業の継続、これも優先しなければいけない、それと、最賃法に定める支払能力、これらを総合的に勘案しても、やはり賃上げという有額回答をお出しすることは出来ないということから、引き続き「0円」で回答させていただきます。</p> <p>はい。</p> <p>労使双方のご意見を確認いたします。労働者側は「30円」、使用者側は「0円」ということです。</p> <p>まだお互いに示されている額に開きが大きいようです。</p> <p>労使双方が示されました額について、もう少し歩み寄ることはできないでしょうか。</p> <p>労使双方の数字を踏まえて、もう一度ご意見をお伺いしたいと思います。</p> <p>労働者側からご意見をお願いいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。労側■■■■でございます。</p> <p>労側としましては、先ほどから申しているように、近隣県との格差是正ということには拘りを持ちつつも、当初の要求からしますと、労側としては歩み寄っているというようには意識しております。</p> <p>その状況下、使側委員の皆様からは、マイナスから始まったところで「0円」ということで、実際そこからの歩み寄りはいえなというようなことでも、思っております。</p> <p>そういった状況でも、やはり先程から何度も申しているように、格差是正については拘っていききたいというようなことも思っています。</p> <p>今回、この場の専門部会ということではありますが、本審の他の委員の意見も鑑みつつ、先ほどお時間いただいたばかりなのですが、他の委員とも少し話をしたいというようなこともありますので、一回閉会していただきまして、他の委員と話す時間をいただきたいというように思いますが、いかがでしょうか。</p>
部会長	<p>はい。ただいま、労働者側委員から、第3回の専門部会の閉会と、個別協議後に第4回目の専門部会の開催請求がございました。</p> <p>本日は、双方の意見に隔たりがある中、個別に協議していただき、合意に向け調整してまいりましたが、まだまだ調整が必要と考えます。</p>

	<p>労働者側からの提案に対する、使用者側の意見をお願いいたします。</p>
使用者委員	<p>はい。今一旦閉会をして、更に考え方を深める時間が欲しいということですが、それについては賛同いたします。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。 使用者側委員も了解していただいたことを認識いたしました。 それでは、第3回専門部会は閉会といたします。 なお、労働者側委員3名より、協議後、第4回目の開催請求があったということですのでよろしいでしょうか。</p>
労側委員	<p>【異議なし】</p>
部会長	<p>はい。では、そのように考えまして、これは専門部会運営規程第3条の「3人以上の専門部会の委員から開催の請求があったときは、部会長が招集する。」に即した請求と認められましたので、部会長として第4回目の専門部会を招集することといたします。 労働者側は協議が必要とのことですが、お時間はどれくらいかかるでしょうか。</p>
労働者委員	<p>労側■■■■でございます。 予定でいきますと、本審が3時半からだったと記憶しておりますが、まだ他の委員が見えてないので、実際他の委員も交えて少し話をさせていただきたいというように考えております。 大変申し訳ないのですけれども、4回目を3時半からということで、設定していただけると、話し合いの時間が取れるのですが、よろしいでしょうか。</p>
部会長	<p>はい。承知いたしました。 それでは、今からだいたい60分後になるかと思いますが、15時30分から第4回専門部会を招集したいと思いますが、使用者側委員の先生、ご都合はいかがでしょうか。</p>
使側委員	<p>【異議なし】</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。 事務局はいかがでしょうか。</p>

事務局	はい。ご審議をよろしくお願いいたします。
部会長	<p>はい。それでは、第3回専門部会を閉会いたします。</p> <p>異例ではありますが、しっかり丁寧に審議を行うため、午後3時30分から第4回専門部会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>第4回の専門部会で合意に至りますよう、労使それぞれで十分な協議をしていただくようお願いいたします。</p> <p>最後に確認をいたします。</p> <p>本日の会議において、一部非公開とする発言や資料はなかったと思われませんが、非公開事項はなしということでよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
部会長	<p>非公開事項はなしと確認いたしました。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これで第3回の群馬県最低賃金専門部会を閉会といたします。</p>